

令和5年度 第217回佐用町農業委員会会議録

令和5年6月21日、午前9時30分 佐用町役場西館防災会議室にて召集した。

1. 農業委員の出席は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明		6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	
13番 古川 由美		

2. 農業委員の欠席は次のとおりです。

5番 安本 隆己		

3. 農地利用最適化推進委員及び事務局の出席は次のとおりです。

	2番 藤本 浩	3番 横山 隆夫
4番 梅本 正見	5番 陰山 哲博	6番 高本 耕作
	8番 柿本 美満夫	
10番 柿本 美満夫	11番 谷口 茂博	
事務局長 井土 達也	事務局 押田 晃英	事務局 波戸 祐太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 非農地証明の交付申請について
- (5) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 開会に先立ちまして、花井委員がご逝去されましたので、会長から弔意と黙祷をお願いいたします。

議長（福田会長）（花井委員に対する弔意と黙祷）

なお、委員に欠員が生じた場合の補充は、定数の3分の1を下回った場合には行わなければならないとされております。任期は今年度で終了しますので、今回は補充を行わず、現委員で花井委員の地区を分担いただくことを提案しますがいか

がでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 三日月地域は花井委員と金谷委員で担当いただいておりますが、件数が比較的少ない地域でありますので、金谷委員に三日月地域全域を担当いただきたいと考えております。いかがでしょうか。

金谷委員 わかりました。

議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様、花井委員の担当地区については金谷委員に担当いただくということでご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 それでは、金谷委員よろしくお願いたします。もし件数が多くて対応が難しいなどの場合は、事務局や他の委員で分担するよう便宜を図ります。
改めまして、ただ今から 佐用町農業委員会第 2 1 7 回 6 月定例会を開催いたします。本日の欠席委員は 5 番安本委員です。したがって、ただ今の出席委員数は、10 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

次に、佐用町農業委員会会議規則第 1 2 条 1 項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。10 番福原委員と 11 番金谷委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和 5 年 6 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第 1 号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局より報告がありました。船越で農業の事業をされていた法人が撤退されるようですが、担当地区の福原委員からなにかありますか。

福原委員 まとめてできるような農地は無く、地元は助かっていたように思います。

議長 圃場整備はしていないようですが、農用地内がほとんどですね。すごい面積が荒れてしまいます。

福原委員 収益があがるような農地ではなく、以前から慈善事業ではないかと思っていました。

議長 事務局からも地元の自治会長や農会長へ、地権者がきちんと管理するように伝えてください。福原委員も地元委員として相談を受けたりしてあげてください。
ほかに意見等ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、報告第 1 号の案件につきましては、承認されました。次に議案第 1 号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年6月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。続いて、1番の案件につきまして、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 議席番号2番の山本です。議案第1号1番の案件について説明します。資料は1ページからです。現地確認は6月13日16時から事務局の押田さん、波戸さん、譲受人と私で行いました。申請場所は地図にありますように、県道力万宮原線を幕山郵便局から西に1km進んだ本郷集落にあります。譲受人は田舎暮らしがしたいと令和2年に空き家を購入し移住されました。申請地は空き家の持ち主の所有です。借りて野菜を育てていました。この度下限面積が撤廃されたことで申請となりました。2筆で413㎡です。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間290日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されているため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、1番の案件について承認してよろしいですか。
委員 (はい)

議長 それでは、1番の案件については承認されました。続いて、2番から4番の案件につきまして、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員 議席番号7番の竹内です。議案第1号2番の案件について説明します。資料は9ページからです。現地確認は6月12日9時30分から事務局の波戸さんと行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、金屋集落の金屋公民館北50mに位置しています。申請の経緯ですが、譲渡人は遠方に住んでおられ、十分に管理ができないため、金屋で農業法人を営んでいる譲受人に相談した結果、譲受人も農地を拡大したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間200日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されるため問題ありません。

以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第1号3番の案件について説明します。資料は13ページからです。現地確認は6月12日9時50分から事務局の波戸さんと行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、国道175号線宝官集落の、譲受人宅の東隣に位置します。申請の経緯ですが、譲渡人は農地を十分に管理ができないため、以前から譲受人が農地を借りてブルーベリーや季節野菜を栽培し、農協や道の駅に出荷していましたが、譲渡人も高齢となり、譲受人に相談した結果、譲受人も申請地が自宅の隣であり、農地を拡大したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間150日農業に従事されるため問題ありません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加されるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第1号4番の案件について説明します。資料は17ページからです。現地確認は6月13日14時50分から事務局の押田さん、波戸さんと行政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、国道373号線の中上月より仁位橋を渡り東100mほどの山際にあります。申請の経緯ですが、譲渡人は空き家バンクに登録して土地、建物全てを譲受人が購入することになり、手続きを進めていましたが、今回申請地のみ手続きが未了であったことが判明し、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが、1号は問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号、5号も問題ありません。6号は地域の出役にも参加されるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 審議については1件ずつ行います。2番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
- 委 員 (ありません)
- 議 長 意見等が無いようですので、2番の案件について承認してよろしいですか。
- 委 員 (はい)
- 議 長 それでは、2番の案件については承認されました。続いて、3番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
- 委 員 (ありません)

- 議 長 意見等が無いようですので、3番の案件について承認してよろしいですか。
委 員 (はい)
議 長 それでは3番の案件については承認されました。続いて、4番の案件につきま
し
て、何かご意見質疑ございませんか。
委 員 (ありません)
議 長 意見等が無いようですので、4番の案件について承認してよろしいですか。
委 員 (はい)
議 長 それでは4番の案件については承認されました。続いて、5番の案件につきまし
て、松岡委員より説明を願います。
- 福原 委員 議席番号10番の福原です。議案第1号5番の案件について説明します。資料は
21ページからです。現地確認は6月12日10時45分から事務局の波戸さん、行
政書士の■■■■さんと私で行いました。申請場所は資料22ページにありますように、
県道中三河佐用線の小松原橋手前の農道を川上側へ入った右側にあります。申請
の経緯ですが、譲受人は令和4年8月に隣接地に住宅を新築されましたが、家庭
菜園場が欲しく譲渡人に相談したところ、申請地は以前より譲受人の父が管理し
ていたため話がまとまり、今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項で
すが、1号は家庭菜園をされるので問題ありません。2号は個人ですので問題あり
ません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は夫婦で年間60日農業に
従事される計画が出ています。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域
の出役にも参加されるため問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいず
れも該当せず、問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして、本案
件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたし
ます。
- 議 長 審議に入ります。5番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委 員 (ありません)
議 長 意見等が無いようですので、5番の案件について承認してよろしいですか。
委 員 (はい)
議 長 それでは、5番の案件については承認されました。次に議案第2号「非農地証明
交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
- 事 務 局 議案第2号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証
明の交付申請があったので審議を求める。令和5年6月21日提出 佐用町農業委
員会 会長 福田範康」
(議案第2号、議案書をもとに朗読)
- 議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきまして、安本委
員が欠席ですので、大谷委員より説明を願います。
- 大谷 委員 議席番号5番の安本です。議案第2号1番の案件について説明します。資料は2
6ページからです。現地地確認は6月6日10時から、事務局の押田さん、波戸

さん、申請者の■■■さんと私で行いました。申請場所は資料にありますように、平福の三叉路を東へ進み、海内の若杉館の周辺に位置しています。申請の経緯ですが、現況が山林になっており、農地への復旧ができないことから登記地目を山林に変更するため申請に至っております。現地の状況ですが、申請地のうち海内の土地は、昭和30代に杉とひのきを植林され、現在は直径30センチほどになっています。桑野の土地は80年以上前から耕作放棄され、クヌギの自然林となっており、直径50センチほどになっています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。
委 員 (はい)

議 長 それでは、1番の案件については承認されました。続いて、2番の案件につきましては、担当委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務 代理 失礼します。それでは、議事を進行します。2番の案件につきまして、福田委員より説明をお願いします。

福田 委員 議席番号6番の福田です。議案第2号2番の案件について説明します。資料は45ページからです。現地確認は6月13日9時30分から事務局の押田さん、波戸さん、代理人の■■■■さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように、国道179号線佐用町実栗交差点から県道240号線を江川方面へ約13kmの東中山集落内で岡山県境手前山間の隠れ田のような谷を200mから500mほど登ったところにあります。申請の経緯ですが、申請人は亡き父親から相続をしましたが、この度佐用町で行われている山林の引き取り制度を知り、利用するために本申請に至っています。現地の状況ですが、昭和57年ごろ杉の木を植林し、現在は資料52ページから53ページのとおり山林化していました。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

職務 代理 審議に入ります。2番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。
委員 (ありません)

職務 代理 意見等が無いようですので、承認してよろしいですか。

委員 (はい)

職務 代理 それでは、2番の案件については承認されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

議長 それでは議事を進行します。続いて、3番の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内 委員 議席番号7番の竹内です。議案第2号3番の案件について説明します。資料は54ページからです。現地確認は6月13日15時30分から事務局の押田さん、波戸さん、申請人と私で行いました。申請場所は地図にありますように、早瀬集落と真盛集落の境で、国道179号線沿いにあります。申請の経緯ですが、申請地は非農地状態となり20年は経過していませんが、平成21年8月の大規模水害により農地の水利不良が著しく困難で、農地の管理ができなくなりました。また、災害復旧に伴う残土の埋め立てをしたことにより、農地への復旧が著しく困難な土地になり、申請に至っております。現地の状況ですが、平成21年8月から何も作れないまま管理転作として年に数回の管理をしている状態です。さきほどのことは、非農地証明の審査基準3-(2)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり、また地元の同意書、本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 審議に入ります。3番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

大谷 委員 4番の大谷です。申請地含め太陽光を広げられる予定なんでしょうか。

竹内 委員 非農地証明後のことまでは確認していませんが、以前何度も審議いただいた太陽光業者へ、以前申請者から土地を売る話がでていました。

事務局 以前5条申請で向かいの土地が出ておりましたが、それは隣接の太陽光の資材置場としてでしたので、申請地隣接の太陽光業者とは別の事業者になります。そのため、当該地も連続して太陽光にするとは限らないと思われま。

議長 いったん休憩に入ります。

(5分間の休憩)

議長 それでは審議を再開します。3番の案件について意見・質疑等ございませんか。

委員 (ありません)

議長 意見等が無いようですので、3番の案件について承認してよろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、3番の案件については承認されました。続いて、4番と5番の案件につきまして、松岡委員より説明をお願いします。

松岡 委員 議席番号9番の松岡です。議案第2号4番の案件について説明します。資料は62ページからです。現地確認については6月13日14時30分より、事務局の押田さ

ん波戸さん、[REDACTED]さんの5名で行いました。申請場所は資料にありますように、県道多賀相生線の多賀上々集落を南に抜けた道沿と、更に南に進み丸尾集落を抜け山沿いになります。申請人は、[REDACTED]に在住しており本土を相続しましたが、昭和47年頃には耕作が放棄され、山林となっており農地への復元は不可能な状態であり、町の山林町有化促進事業に申請すべく今回の申請に至りました。現況は、写真にもありますが山林化しており立ち入りも難しいような状態となっております。尚、山林化していた事については自治会長の証明も添付されています。また、申請者の始末書も添付されています。本件は、非農地証明の審査基準の3-(1)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、及び審査基準の4-(1)20年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合 にあてはまります。また、自治会長の同意書も得られており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えるのでご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、議案第2号5番の案件について説明します。資料は72ページからです。現地確認については6月13日14時より、事務局の押田さん波戸さん、[REDACTED]さんの5名で行いました。申請場所は資料にありますように、小山集落の南東の端の山沿いになります。申請人は、[REDACTED]に在住しており本土を相続しましたが、昭和50年頃から耕作が放棄され、山林となっており農地への復元は不可能な状態であり今回の申請に至りました。現況は、写真にもありますが山林化しており立ち入りも難しいような状態となっております。尚、山林化していた事については自治会長の証明も添付されています。また、申請者の始末書も添付されています。また、申請者の始末書も添付されています。本件は、非農地証明の審査基準の3-(1)農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、及び審査基準の4-(1)20年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合 にあてはまります。また、自治会長の同意書も得られており問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えるのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。4番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、4番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

議 長 それでは、4番の案件については承認されました。続いて、5番の案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

委 員 (ありません)

議 長 意見等が無いようですので、5番の案件について承認してよろしいですか。

委 員 (はい)

- 議 長 それでは、5番の案件については承認されました。次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
- 事 務 局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和5年6月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
(議案第3号、議案書をもとに朗読)
- 議 長 ただ今、説明がありましたような集積計画となっています。何かご意見質疑ございませんか。
- 委 員 (ありません)
- 議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。
- 委 員 (はい)
- 議 長 それでは、議案第3号は、原案どおり決定いたします。それでは、本日の議案審議につきましては、以上をもちまして終了いたします。
(午前10時30分 閉会)

令和5年6月21日

議 長 _____ ㊟

10 番 _____ ㊟

11 番 _____ ㊟